

○熱海市子ども医療費助成条例

平成5年3月24日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費を助成することにより、その保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、市内に住所を有し、熱海市の住民基本台帳に記録されているものをいう。
- (2) 保護者 子どもを現に監護する親権者、後見人その他の者をいう。
- (3) 保険医療機関等 医療保険各法の規定により療養の給付を取り扱う病院、診療所、薬局その他のものをいう。
- (4) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）をいう。
- (5) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、特定療養費、特別療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。
- (6) 一部負担金 医療保険各法に規定する一部負担金（条例又は規約等でその割合を減じられている者は、その割合を減じたもの）をいう。

(助成資格)

第3条 医療費の助成を受けることができる者は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である子どもの保護者とする。

(助成対象となる療養)

第4条 医療費の助成は、子どもが疾病又は負傷により保険医療機関等において受けた療養について行うものとする。

2 前項の療養の範囲については、医療保険各法及びこれに基づく政令等に定めるところによる。

(費用の算定方法)

第5条 この条例に基づく療養に係る費用の算定方法は、健康保険法第76条第2項及び第85条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めたところによるものとする。

(助成額)

第6条 助成の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該療養について医療保険各法に基づく規約又は定款等により付加給付を受けることができる定めがある場合並びに他の法令及び他の施策に基づいて、国又は地方公共団体が療養に要する費用及び入院時食事療養費標準負担額を負担する場合は、これらの額から当該付加給付の額等を控除した額とする。

- (1) 当該療養について医療保険各法の規定に基づき、療養の給付を受けたとき 当該療養に係る一部負担金として医療機関に支払われた額及び医療保険各法の規定による入院時食事療養費に係る標準負担額
- (2) 当該療養について医療保険各法の規定に基づき、療養費又は家族療養費の支給を受けたとき 当該療養に要した費用の額から支給を受けた療養費又は家族療養費の額を控除した額
- (3) 前2号以外のとき 前2号に準じて市長が定める額

(助成方法)

第7条 医療費の助成は、保険医療機関等の請求に基づき当該保険医療機関等に対して行うものとする。ただし、子どもが県外の保険医療機関等で療養を受けたときその他市長が特別の理由があると認めたときは、保護者の請求に基づき当該保護者に対して行うことができる。

(助成制限)

第8条 医療保険各法の規定に基づき、子どもに係る保険給付の制限を受けたときは、助成の全部又は一部を行わないものとする。

- 2 保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき及びその世帯に属している者であるときは、助成を行わないものとする。
- 3 医療保険各法以外の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、助成を行わないものとする。
- 4 療養を受けた理由が第三者の行為によるものであるときは、助成を行わないことがある。

(権利の消滅)

第9条 医療費の助成を受ける権利（第7条ただし書の規定による保護者の請求に係るものに限る。）は、第4条に規定する助成の対象となる療養を受けてから1年を経過したときは、消滅するものとする。

(助成額の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な行為により助成を受けた者があるときは、その者に対して、助成を行った額の全部又は一部を返還させるものとする。

2 保護者は、子どもが第三者の行為によって療養を受け、当該療養に係る助成を受けた場合において、同一の理由により第三者から療養費に係る損害賠償を受けたときは、当該賠償金額の限度において助成を受けた額の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熱海市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成6年10月1日以後の医療費に係る助成から適用する。

附 則（平成7年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の熱海市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成7年4月1日以後の医療費に係る助成から適用する。

附 則（平成9年条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の熱海市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成9年4月1日以後の医療費に係る助成から適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成10年条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熱海市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成10年4月1日以後の医療費に係る助成から適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第25号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第45号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年条例第12号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第29号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の熱海市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成13年10月1日以後の医療費に係る助成から適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熱海市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成14年4月1日以後の医療費に係る助成から適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熱海市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成17年4月1日以後の医療費に係る助成から適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第5号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の熱海市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年条例第12号）

この条例中第1条の規定は平成22年11月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第13号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

○熱海市子ども医療費助成条例施行規則

平成5年3月24日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、熱海市子ども医療費助成条例（平成5年熱海市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平22規則2・一部改正）

(受給者証)

第2条 医療費の助成を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出し、条例第3条に規定する助成資格について認定を受けなければならない。

- (1) 子ども医療費助成資格認定申請書（様式第1号）
 - (2) 医療保険各法の被保険者証又は組合員証（以下「被保険者証」という。）の写し
 - (3) 保護者の所得が確認できる書類
- 2 市長は、前項の認定をしたときは、当該認定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、子ども医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。
- 3 受給者は、受給者証の記載事項又は加入している医療保険に変更を生じたときは、子ども医療費受給者証記載事項等変更届（様式第3号）に受給者証を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。
- 4 受給者は、受給者証を損傷し、又は紛失したため受給者証の再交付を受けようとするときは、子ども医療費受給者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出して、その再交付を受けなければならない。
- 5 受給者は、その資格を喪失したときは、直ちに受給者証を市長に返還しなければならない。

（平10規則17・追加、平11規則25・旧第2条繰下、平17規則7・一部改正、平22規則2・旧第3条繰上・一部改正、平成28規則27・一部改正）

(申請の手続)

第3条 条例第7条ただし書の規定により、医療費の助成を受けようとする者は、子ども医療費助成申請書（様式第5号）に受給者証及び当該領収書又はこれに代わる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請は、1箇月を単位と

して行うものとする。

2 市長は、前項本文の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めたものについて助成を行う。

3 市長は、特に必要と認めたときは、第1項に定めるもののほか、必要な書類の提出又は提示を求めることができる。

(平7規則23・一部改正、平10規則17・旧第2条繰下・一部改正、平11規則25・旧第3条繰下、平17規則7・一部改正、平22規則2・旧第4条繰上・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(平22規則2・全改)

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熱海市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定は、平成7年4月1日以後の医療費に係る助成から適用する。

附 則（平成10年規則第17号）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 改正後の熱海市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定は、平成10年4月1日以後の医療費に係る助成から適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成11年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第12号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第26号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の熱海市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定は、平成13年10月1日以後

の医療費に係る助成から適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成14年規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熱海市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定は、平成14年4月1日以後の医療費に係る助成から適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熱海市乳幼児医療費助成条例施行規則の規定は、平成17年4月1日以後の医療費に係る助成から適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第27号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熱海市子ども医療費助成条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書は、改正後の熱海市子ども医療費助成条例施行規則の相当する規定及び様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

子ども医療費助成資格認定申請書

年 月 日

熱海市長 あて

住所

申請者 氏名

印

電話

— —

下記のとおり、子ども医療費の助成資格の認定を申請します。

また、子ども医療費助成対象期間中、私及び私以外の保護者の所得について調査することを承諾します。

記

子　ど　も	フリガナ 氏名		生年月日	年　月　日	男・女
	住所	熱海市			
申　請　者 (保護者)	フリガナ 氏名		子どもとの続柄		
	住所		個人番号		
申請者以外 の保　護　者	フリガナ 氏名		子どもとの続柄		
	住所		個人番号		
加　入 医　療　保　険	保　険　者　名				
	保　険　者　所在　地				
	被　保　険　者　氏　名				
	被　保　険　者　証	記号		番号	

様式第2号(第2条関係)

注 意 事 項			
1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。	子ども医療費受給者証		
2 医療機関等で診療を受けるときは、その都度必ず窓口に提示してください。	公費負担者番号	受給者番号	
この証を提示しないと医療費の助成が受けられません。	〒		
3 保険の対象とならないもの(入院証明書料、外来紹介状が必要な病院の紹介なし患者負担額、特別な病室への入院や特別なサービスを受けた場合の負担額、検診、予防接種、薬の容器代など)は、助成の対象となりませんので、全額医療機関の窓口で支払ってください。	子 ど も	生年月日	性別
4 この証は、県外の医療機関では使用できません。	保 護 者		
5 この証の記載事項に変更が生じたときは又は加入している保険に変更があったときは、必ず熱海市福祉事務所に届け出してください。	有 效 期 限		
6 他の市町村へ転出する場合は、速やかに、この証を熱海市福祉事務所に返却し、転出先の市町村で新たに受給者証の交付を受けてください。	自 己 負 担	入 院	
7 この証を破損又は紛失したときは、再交付を受けてください。		通 院	
	摘要		
	年 月 日	熱海市長	

様式第3号（第2条関係）

子ども医療費受給者証記載事項等変更届

年 月 日

熱海市長 あて

住所

届出者 氏名
 電話
子ども 氏名
 生年月日 年

生年月日

年 月 日

下記のとおり、変更がありましたので、届け出ます。

記

変更事項 (該当番号に○)	変更年月日	変更前	変更後
1 子どもの氏名	年 月 日		
2 保護者の住所	年 月 日		
3 保護者の氏名	年 月 日		
4 加入医療保険	年 月 日	記号 番号	記号 番号
5 その他	年 月 日		

※変更事項のみ記入をお願いします。

受給者番号

様式第4号（第2条関係）

子ども医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

熱海市長 あて

住所
申請者 氏名 電話 一 一
子ども 氏名 生年月日 年 月 日

下記の理由により、子ども医療費受給者証の再交付を申請します。

記

申 請 の 理 由 (該当番号に○)	1 なぐなった
	2 やぶれた
	3 よごれた
	4 その他

受給者番号								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第5号(第3条関係)

子ども医療費助成申請書 (年 月 診療分)							
熱海市長 あて							
住所 _____ 氏名 _____ 印 _____ 電話 _____ — —							
子 ど も	フリガナ	加入保 険	記号番号				
	氏名						
	性別		男 · 女				
	生年月日		年 月 日				
振込先		金融機関名	支店名				
			口座番号	口座名義(カタカナ)			
種別	期間	保険診療自己負担金 A	食事療養負担金 B	控除額			
		入院	円	円			
通院	期間	円	高額療養費 C	付加給付 D	自己負担金 E	合計 (C+D+E) F	
		円	円	円	円	円	
養育・育成・療育医療負担金 G				円			
県補助対象額 (A-F) 又は (G-F)				県補助対象・対象外 H			
備考							
種別	期間	保険診療自己負担金 A	食事療養負担金 B	控除額			
		入院	円	円			
通院	期間	円	高額療養費 C	付加給付 D	県補助額 H	合計 (C+D+H) I	
		円	円	円	円	円	
市補助対象額 (A+B-I)				円 J			
備考							
年齢 歳		本人振込額 (H+J)			円 (この用紙の金額)		
					円 (合計振込額)		

※子どもの健康保険証、領収書、子ども医療費受給者証及び振込み口座預金通帳等を持参してください。

様式第1号（第2条関係）

（平22規則2・全改、平成28規則27・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（平22規則2・全改）

様式第3号（第2条関係）

（平22規則2・全改、平成28規則27・一部改正）

様式第4号（第2条関係）

（平22規則2・全改、平成28規則27・一部改正）

様式第5号（第3条関係）

（平22規則2・全改、平成28規則27・一部改正）